

公益社団法人全国国民健康保険診療施設協議会会費規程

制定	平成 24 年 2 月 24 日
施行	平成 24 年 4 月 1 日
一部改正	平成 25 年 2 月 22 日
一部改正	令和 2 年 6 月 19 日

(目的)

第 1 条 この規程は、公益社団法人全国国民健康保険診療施設協議会（以下「本会」という。）定款第 7 条の規定に基づき、会員が本会に支払うべき会費について定めるものとする。

(正会費の額)

第 2 条 正会員の会費の額は、正会員が管理する国民健康保険診療施設(以下「施設」という。)の規模に応じて、別表の施設割と病床割の合計額（診療所は施設割の額）とする。

2 正会員が同時に 2 以上の施設の管理者であるときは、それぞれの施設に応じて前項の規定に基づき算定した額とする。

(賛助会員の会費)

第 3 条 賛助会員の会費の額は、賛助会員規程に定める区分に応じて別表に定める額とする。

(会費算定期日)

第 4 条 正会員の会費算定の期日は、当該年度の 4 月 1 日現在とする。

(会費の調整)

第 5 条 年度の当初において正会員の施設が、次の各号のいずれかにすることが既に明らかになっている場合の当該年度の会費の額は、別に定める基準に従い次の各号に該当する以前の期間と該当した後の期間ごとに、前 2 条の規定に準じて計算して得た金額を合算した額とすることができる。

(1) 年度の途中で病院を廃止し、引続き国民健康保険診療所を開設し運営することがあきらかとなっている場合

(2) 年度の途中で病院の病床数を大幅に減少することが明らかになっている場合

2 正会員が年度の途中で入会した場合の会費の額は、年額を 12 カ月で除した額に未経過月数（1 カ月未満の月数は、これを切り捨てる。）を乗じて得た金額とし、当該金額に円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。

3 会員が年度の途中で退会し又は除名された場合であってもその年度の会費は、これを納入しなければならない。

(災害による会費の減額又は免除)

第 5 条の 2 正会員の管理する施設が、台風、洪水、地震、津波及び火災等の災害により甚大な被害を被ったために、次のいずれかに該当する措置をとったときは、その状況に応じて会費を減額又は免除することができる。

(1) 病院の病床数を減少する措置をとったとき。

(2) 病院を廃止し診療所を開設したとき。

(3) 施設を一時閉鎖し休業したとき。

(4) その他前 3 号に準ずる特別の事情があると認められるとき。

2 会費を減額又は免除する場合の要件、申請及び決定手続き等については、別に定める。

(納期)

第 6 条 会費の納期は毎年 6 月とする。ただし、正会員については、6 月と 11 月の 2 回に分けて納付することができる。

(会費の使途)

第7条 第2条及び第3条の会費は、毎事業年度における合計額の50%以上を当該年度の公益目的事業に使用する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、社員総会の決議を経て行う。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、会費の徴収に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

- 1 この規程は、本会が公益社団法人の移行登記を行った日（平成24年4月1日）より施行する。
- 2 病床割については、500床を超える施設にあっては、当分の間、500床を限度とする。
- 3 病床数は、当該施設の許可病床数（感染病床を除く。）とする。

附 則（平成25年2月22日 一部改正）

- 1 この規程は、平成25年2月22日から施行する。
- 2 平成23年3月に発生した東日本大震災により甚大な被害を受けた施設の平成24年度会費については、この規程による改正後の会費規程により取り扱う。

附 則（令和2年6月19日 一部改正）

- 1 この規程は、令和2年6月19日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

別 表

区 分			会費の額（年額）	
			変更前	変更後
正 会 員	施 設 割	病 院（1施設あたり）	130,000円 ⇒	160,000円
		診 療 所（1施設あたり）	50,000円 ⇒	65,000円
	病 床 割	病 院（1病床あたり）	850円 ⇒	1,100円
賛 助 会 員		A会員	10,000円	} 変更なし
		B会員（施設）	10,000円	
		B会員（個人）	5,000円	
		C会員	10,000円	

(注) 賛助会費区分 A会員・・・国保直診併設施設
B会員・・・国保直診外施設及び個人
C会員・・・協賛団体、企業

国診協 これまでの会費見直し状況 (平成元年度以降)

(単位:円)

年 度	正 会 員			賛 助 会 員			
	施 設 割		病床割	A会員	B会員		C会員
	病院	診療所	病院		法人	個人	
	1 施設 あたり	1 施設 あたり	1 床 あたり	1 施設 あたり	1 施設 あたり	1 人 あたり	1 団体 あたり
平成元年度	30,000	18,000	200	・・・	・・・	・・・	・・・
2 年度							
3 年度～	50,000	25,000	250	・・・	・・・	・・・	・・・
4 年度							
5 年度							
6 年度	60,000	25,000	300	・・・	・・・	・・・	・・・
7 年度				10,000	5,000	5,000	5,000
8 年度～	70,000 16%	30,000 20%	500 66%	10,000	5,000	5,000	5,000
9 年度							
10 年度～	100,000 43%	40,000 33%	650 30%	10,000	10,000 100%	5,000	10,000 100%
11 年度							
12 年度							
13 年度							
14 年度							
15 年度							
16 年度							
17 年度							
18 年度							
19 年度～	130,000 30%	50,000 25%	850 30%	変 更 な し			
20 年度							
21 年度							
22 年度							
23 年度							
24 年度							
25 年度							
26 年度							
27 年度							
28 年度							
29 年度							
30 年度							
令和元年度							
令和2年度							
令和3年度	160,000 23%	65,000 30%	1,100 29%	変 更 な し			

(備考) 賛助会費区分

A会員・・・国保直診併設施設

B会員・・・国保直診外施設及び個人

C会員・・・協賛団体、企業